別表（第３条、第６条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １  対象事業の内容及び対象経費 | | ２  事業実施主体 | ３ 交付率 | ４  交付上限額 | ５  重要な変更 |
| １ 店舗閉店に伴うもの及び持続的な買物環境確保のために必要な事業  （支援メニュー例）  ・店舗整備・改修、設備の整備  ・移動販売等の支援、拡充  ・買物に伴う移動支援  ・担い手確保、支え合いへの支援  ・買物代行等支援  ・買物をする機運の醸成支援  ・土地・建物の取得 | 町が策定する買物環境確保計画に基づき実施する取組に要する経費 | 事業者等 | 事業者等支出額（負担した額）の1/2 | １事業者につき40,000千円。  また、店舗に係る次の支援を実施する場合は、上記金額に下記金額を加算したうえ、次の支援は下記金額を上限とする。  １店舗につき  土地・建物の取得  　　　　　　　　　 20,000 千円 | （１）本補助金の増額又は３割以上の減額を伴う変更  （２）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更 |
| ただし、商品券や地域通貨など貨幣価値のある金券類の発行に係る取組は対象外とする。 |  |  |  | 店舗整備・改修、設備の整備等  30,000 千円 |
| ２ 今後の持続的な買物環境のあり方に関する検討 | 今後の持続的な買物環境のあり方に関する検討に要する経費 |  |  |  |
| ３ その他、町の買物環境確保計画に記載された事業のうち、町長が特に必要と認めるもの | 町長が特に必要と認める取組に要する経費 |  |  | － |

（注１）土地・建物の取得を行った場合は、当該財産の取得目的である事業を最低５年間は継続するよう努めること。

（注２）対象事業について、本補助金以外の八頭町補助金等交付規則に基づく補助金及び交付金の交付を受ける場合は、本補助金は交付しないものとする。また、国や他の公共団

体から補助金等の交付を受ける場合は、他の補助金等を加味した事業者等の実質負担額を対象経費とする。

（注３）対象経費が工事請負費又は委託費の場合については、県内事業者が施工又は実施したものに限る。ただしやむを得ない理由により県内事業者への発注が困難と町が認めた

場合については、この限りでない。